別表第三(一)イの表女性冬服スカートの項中「女性冬服スカート」の下に「（防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官は除く。）」を加え、同表の女性冬服ズボンの項を次のように改める。

防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官のもの	冬服上衣（防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官のもの）と同じとする。	
女性冬服ズボン		
地質	女性冬服上衣と同じとする。	
製式		
防衛大臣の定める海曹候補者以外の自衛官	長ズボンとする。両わき及び後面の左右に各一個の隠しポケットをつけ、後面のポケットは、黒色のボタン一個でその口を留め、胴回りに五個のバンド通しをつける。すそ口は、シングルとする。形状は、図のとおりとする。	
防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官	冬服ズボン（防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官のもの）と同じとする。	

別表第三(一)イの表女性第一種夏服上衣の項を次のように改める。

女性第一種夏服上衣		
地質	白色の毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。	
製式		
防衛大臣の定める海曹候補者以外の自衛官	襟	テーラードカラーとする。
	前面	中央に金色のボタン四個を一行につける。胸部の左に一個の隠しポケットを、腰部の左右に各一個のふたつき隠しポケットをつける。
	後面	すそをさく。
	そで	長そでとし、そで口に金色のボタン二個をつける。
	その他	ボタンは、いかりの浮き彫りを施したものとする。
	形状は、図のとおりとする。	

別表第三(一)イの表女性第一種夏服ズボンの項を次のように改める。

防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官のもの	冬服上衣（防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官のもの）と同じとする。	
女性第一種夏服ズボン		
地質	女性第一種夏服上衣と同じとする。	
製式		
防衛大臣の定める海曹候補者以外の自衛官	女性冬服ズボン（防衛大臣の定める海曹候補者以外の自衛官のもの）と同じとする。ただし、ボタンの色は、白色とする。	
防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官	冬服ズボン（防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官のもの）と同じとする。	

別表第三(一)イの表第一種作業服上衣の項を次のように改める。

作業服上衣		
地質	青、灰、紺色又はこれらの類似色の迷彩模様の綿織物、麻織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。	
製式		
襟	立て襟及び開き襟兼用とし、布ファスナーで留める。	
肩章	外側の端をそで付に縫い込み、襟側を紺色のボタン一個で留める。	
前面	中央に紺色の隠しボタン五個を一行につける。胸部の左右に各一個のふたつきポケットをつけ、布ファスナー各一個でそのふたを留める。	
後面	腰部の左右に共切れのバンド各一本をつけ、紺色のボタン各二個で留める。	
そで	長そでとし、そで口にバンドをつけ、紺色の布ファスナーで留める。左そで上腕部にペン差しポケット一個をつける。	
形状は、図のとおりとする。		